

## 国民年金は

### 老後の暮らしを どれだけ守るか

いでしょう。これだけの生活費を補うものを考えなくてはならないわけです。

まず、国民年金でどの程度カバーできるのでしょうか。

現在支払われている老齢年金の最高額は、夫婦で月額七万九〇〇〇円。

ただし、額が低いのは国民年金の歴史が浅いことによるものです。

二十五年加入していれば十一万円以上になります。

三%、最高の四十年加入の

人なら十七万円近くになります。

標準生活費を上回ります。

国民年金でこれだけの保障をし

ます。やがては、だれにでもやつてくる老後。そこで何よりもしっかりと考えておかねばならないのが経済面での生活設計です。老齢人口の激増や、核家族化の進展のなかで、老後の生活に対する不安は、大なり小なり、多くの人が抱いています。

では、実際に老後の生活費としては、いくらかかるのでしょうか。総理府の調査をもとに、一ヶ月の夫婦二人の標準生活費を算出すると（居住地の格差があるので）都留市では十五万円くらいとみています。

では、扶養親族が1人ふえるごとに29万円を加算

ます。保険料が高いと云つても日額二〇〇円です。国民年金を休んで（未納）も一日二〇〇円しか支出が違いません。このことと老後の比較をしてみて下さい。一目瞭然です。

一度お考え下さい。

老後の生活は公的年金で基礎づくり。  
思わぬ病気や事故だって総合的にカバー



福祉年金は全額国庫負担のため本人や配偶者、扶養義務者などにある程度以上の所得があるとき、または本人が他の支給停止または一部停止となる

## 福祉年金の所得制限

### 本人の所得制限額

扶養親族の数 年金の種類	0人	1人	2人
老齢福祉年金を受けるとき	1,235,000円	1,585,000円	1,875,000円
障害福祉年金を受けるとき	1,891,000円	2,181,000円	2,471,000円
母子・(準母子)福祉年金を受けるとき	2,148,000円	2,438,000円	2,728,000円

※以下扶養親族が1人ふえるごとに29万円を加算

### 配偶者や扶養義務者の所得制限額

扶養親族の数 停止となる基準	0人	1人	2人
全額停止となる基準	5,733,000円	5,982,000円	6,195,000円
額の一部が停止となる基準	3,249,000円	3,498,000円	3,711,000円

※以下扶養親族が1人ふえるごとに21万3千円を加算

### 本人が公的年金を受けているときの制限額

一般的公的年金を受けてい るとき	公的年金の種類	制限額
老齢(退職)年金、普通恩給、 遺族年金、普通扶助料など		505,000円
戦争による公的年金を受け ているとき	公的年金の種類	制限額
公務扶助料、増加恩給、 障害年金、遺族年金など		旧軍人、軍属の階級 が大尉まで

なお、証書は十一月十一日からお返ししていますので印鑑、保管証持参のうえお早めに受取って下さい。

社会保険料控除は原則として申告ですので証明書は必要ありません。

昭和五十八年一月から十二月まで納めた保険料額

一般の人：六万八千三百円

付加保険料の人：七万二千五百円

